



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第243号 令和2年9月18日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
576	指定障害福祉サービス事業の廃止について 届出があった件	障がい福祉課
577	大規模小売店舗立地法の規定による届出が あった件	企業支援課
578	同	同
579	同	同
580	森林管理重点地域の指定を解除する件	スマート林業課
581	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
582	保安林の指定施業要件を変更する予定の通 知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
583	同	同
584	森林管理重点地域の指定をする件	同

徳島県告示第五百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社和合	徳島市八万町内浜一七〇番地三	ヘルパーステーションハーモニー	徳島市八万町下福万一六一六	重度訪問介護	令和二年七月三十一日	令和二年八月三十一日

徳島県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年九月十八日から令和三年一月十八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- | | |
|-----|--|
| 1 | 大規模小売店舗の名称及び所在地 |
| 名称 | (仮称) ドラッグストアモリ阿波市市場町店 |
| 所在地 | 阿波市市場町香美字善入寺一―九番一ほか |
| 2 | 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 |

- | | | |
|---------------|------------------|--------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ドラッグストアモリ | 福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一 | 森 竜馬 |
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- | | | |
|---------------|-------------------|--------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ドラッグストアモリ | 福岡県朝倉市一ツ木二一四八番地の一 | 森 竜馬 |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
- 令和三年五月四日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、三三四平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	六十二台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	二十台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	五四平方メートル
廃棄物等の保	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	
	容量	六・九六立方メートル	
施設の運営方法に関する事項	管施設		
	小売業を行う者の開店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	
	小売業を行う者の閉店時刻	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	
	駐車場の自動	出入口の数	二箇所

車の出入口		位置
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

令和二年九月三日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課
- 縦覧の期間 令和二年九月十八日から令和三年一月十八日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 意見書の提出先
 - 郵便番号七七〇―八五七。
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
電話番号。八八―六二―二三六九
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 意見の内容
 - 意見を述べる理由
- その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年九月十八日から令和三年一月十八日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番二号	橋 正喜

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ徳島大松

所在地 徳島市大松町榎原外七七一―一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	寺西 豊彦
株式会社マツクハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	北原 久巳
株式会社ローソン	同 品川区大崎一丁目二番二号	竹増 貞信
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
徳島市農業協同組合	徳島市万代町五丁目七一番一一	芝原 孝昌

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	寺西 豊彦
株式会社マツクハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	北原 久巳
株式会社ローソン	同 品川区大崎一丁目二番二号	竹増 貞信
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
徳島市農業協同組合	徳島市万代町五丁目七一番一一	松田 清見

4 変更年月日

平成二十八年六月二十五日

二 届出年月日

令和二年九月三日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年九月十八日から令和三年一月十八日まで
3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年九月十八日から令和三年一月十八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町四番一号	中村 徳晴

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス阿南店

所在地 阿南市日開野町谷田八九一番地ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都江東区東雲一丁目七番二二号	瀬川 大介

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町四番一号	中村 徳晴

4 変更年月日

住所の変更 令和二年六月二十四日

代表者の氏名の変更 令和二年四月一日

二 届出年月日

令和二年九月三日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿南市産業部商工観光労政課

2 縦覧の期間 令和二年九月十八日から令和三年一月十八日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六九

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿南市産業部商工観光労政課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百八十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

三好市東祖谷菅生四五九の一及び四六〇の一から四六〇の三まで並びに東祖谷久保九六九の一、九七四の二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二及び九八三

徳島県告示第五百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
土地改良区の事務所 小松島市立江町 立江櫛渕土地改良区	令和二年八月四日
名西郡石井町 麻名用水土地改良区	同 六日
板野郡板野町 松谷土地改良区	同 十二日

徳島県告示第五百八十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百八十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百八十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和二年九月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

三好市東祖谷菅生四五九の一及び四六〇の一から四六〇の三まで並びに東祖谷久保九六九の一、九七四の二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二及び九八三